（３）合理的配慮の決定にあたって
～提供までのプロセス～

平成２４年７月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

(a)「合理的配慮」の決定方法

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、

【その検討の前提として】

① 各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。

【これを踏まえて】

② 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、

③ 「合理的配慮」の観点＊1を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、

④ その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

＊太字、丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

（ｂ）「合理的配慮」の決定に当たって

各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

学校の体制や財政等から検討し、代替え案を検討・調整することがあります。また、「基礎的環境整備＊2」を整えるために、市町村教育委員会に相談するなどの視点も大切です。

(c)「合理的配慮」の見直しについて

「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直していくことが適当である。

「合理的配慮」の内容は、本人が、社会、地域で生きていく際に必要な内容として、とても重要になってきます。

＊１：「合理的配慮の観点」として、同報告の中で、３つの観点 11 項目でまとめています。なお、コーディネートハンドブック第３章２（４）『合理的配慮の観点～３観点 11 項目～』をご覧ください。

＊２：「基礎的環境整備」については、第Ⅲ章２（２）『「合理的配慮」と「基礎的環境整備」～二つの関係性を考える～』をご覧ください。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（例）

適切と思われる配慮を提案するための建設的な対話の働きかけ

申し出ができる働きかけを行っていますか？

本人・保護者からの社会的障壁＊3の除去を必要としている**意思の表明**

相談窓口
（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）

本人・保護者は、申し出をする窓口を知っていますか？

本人・保護者及び学校との協働的な取組

調整

- □ 実態把握
- □ 合理的（必要かつ適当な変更・調整）かどうか、障害者権利条約第 24 条第 1 項の目的に合致するかどうか？
- □ 過重な負担はどうか
  ＊場合によっては、基礎的環境整備として市町村教育委員会・外部機関等に相談することも考えられます。
- □ 合理的配慮の検討（代替案の検討を含む）
  ＊これまでの支援も含めて合理的配慮の３観点１１項目で捉え直す。

一方の主張で決定されるものではなく、調整事項に従って、今、できる合理的配慮を協働的に考えていくことで、自然に互いに「合意形成」へとつながります。

合意形成

決　定　□　個別の教育支援計画等への明記（作成）

切れ目のない支援の提供のためです！

提　供　□　合理的配慮の提供

評　価　□　定期的な評価

十分な教育が提供できているか？
まだ必要か？

見直し　□　柔軟な見直し

転校・進学等で、基礎的環境整備が異なる環境に変われば、合理的配慮の提供内容が変わります。

参考：「学校における合理的配慮と基礎的環境整備及び障害者差別解消法について」平成 29 年度合理的配慮普及推進セミナー

合理的配慮の提供にあたって、知りたい情報やすぐに活用できる資料について☆「合理的配慮の提供のためのコーディネートアイディア」を掲載しましたのでご覧ください。

＊３：「社会的障壁」については、第Ⅰ章１演習資料『☆①改めて考える「障がい」について』をご覧ください。
参考：平成 27 年２月発行「福島県養護教育センターだより３号」